

退職（延長プラン60）・遺族組合員用

生命共済

ご契約のしおり

（規約・細則）

- ◆この冊子は、契約に伴う大切なことから記載したものです。
ご契約にあたり、必ずお読みくださるようお願いいたします。
- ◆「ご契約のしおり」は、生命共済契約承諾書とともに大切に保管され、共済金請求等の際にご活用ください。



目 次

◆	生命共済の概要	1
◆	生命共済契約	2
◆	共済金の受取人と請求	6
◆	共済金の支払	8
◆	契約の変更	11
◆	解 約	12
◆	脱退・契約の終了	12
◆	割戻金	13
◆	支払遅延金	13
◆	規約の変更	13
◆	重要事項についてのお知らせ	13
◆	個人情報情報の取扱いについて	13
付録	防衛省職員生活協同組合生命共済事業規約	14
	防衛省職員生活協同組合生命共済事業細則	25
	防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業規約（抜粋）	26
	防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業細則（抜粋）	28

生命共済の概要

- ◆ 生命共済は、生命主契約と傷病特約がセットになっています。
 - 生命主契約
被共済者が死亡した場合又は重度障害の状態になった場合に、死亡共済金又は重度障害共済金をお支払いいたします。
 - 傷病特約
被共済者が継続して3日以上入院した場合、入院1日目から入院共済金をお支払いいたします。
また、入院共済金支払の対象となる入院中に、入院に関係した治療目的の手術をした場合は、手術共済金をお支払いいたします。
- ◆ 原因が傷害（不慮の事故による）でも疾病（傷害に該当しない病気）でも共済金をお支払いいたします。ただし、共済金のお支払いができない場合（10 ページ）があります。
- ◆ 退職組合員（延長プラン60）の場合、契約者、配偶者及び子供がそれぞれ3口まで加入できます。なお、長期生命共済据置期間の契約者が長期共済契約を取り消された場合は、生命共済契約も取り消しになります。また、長期生命共済契約を解約された場合は、生命共済契約も解約していただきます。
- ◆ 遺族組合員の場合、契約者及び子供がそれぞれ3口まで加入できます。なお、契約当初は、死亡された契約者の契約内容（配偶者契約及びこども契約の対象と口数）を引き継いでいただきます。契約変更時は、既契約者の増・減口に加え、お子様の新規加入をすることができます。
- ◆ 契約者及び配偶者の共済掛金は、生命主契約と傷病特約を合わせて1口あたり月額1,000円、年齢、性別を問わず一律です。
こども契約の場合は、1口あたり月額250円です。
- ◆ 共済掛金は、共済期間に対応した金額を一括して払い込んでいただきます。
- ◆ 退職組合員の場合、生命共済に加入すると、契約者は同時に長期生命共済の据置期間等の契約者となり、契約日の翌事業年度開始日から共済契約の効力が発生し、不慮の事故による災害死亡又は災害重度障害の場合、災害共済金20万円（一律）をお支払いいたします。
- ◆ 毎年度の決算で剰余金が生じた場合、割戻金があり、契約者（早期退職募集制度により退職された退職組合員を除く。）に毎年度の総代会終了後、その都度お支払いします。早期退職募集制度により退職された退職

組合員の場合は、長期生命共済保障期間移行のための掛金として積み立てられ、保障期間に移行せず組合を脱退する時は契約者に返戻されます。

◆ 生命共済は、年末調整の際の生命保険料控除の対象にはなりません。

生命共済契約

1 契約者

(1) 退職組合員（延長プラン60）

生命共済契約（以下「共済契約」という。）を締結できる方は、退職時に生命共済事業を利用している50歳未満の早期退職募集制度による退職者及び退職時に生命共済事業を利用している長期生命共済据置期間の共済契約者で、防衛省職員生活協同組合（以下「組合」という。）の承認を受けた方です。

(2) 遺族組合員

共済契約を締結できる方は、現職組合員または退職組合員死亡時の配偶者で当該組合員に係る共済契約の被共済者であった方で、組合の承認を受けた方です。

2 被共済者

被共済者（共済契約の保障の対象者）になることができる方は、契約者及びその配偶者（退職組合員のみ、内縁関係にある方を含みます。）並びに契約者と生計を一にする【注】子供（満1歳以上満24歳未満）で、それぞれ健康である方です。

この場合の内縁関係にある方とは、契約者及び内縁関係にある方の双方に婚姻の届出をしている配偶者がいないこと及び契約者と生計を一にし【注】、かつ、同一所帯に属する方となります。また、子供は何人でも契約できますが、遺族組合員のこども契約の対象は、契約当初は現職組合員または退職組合員死亡時にこども契約の被共済者であった子供、契約変更時は死亡された現職組合員または退職組合員の子供に限ります。なお、遺族組合員の配偶者（再婚者）は、被共済者になることはできません。

配偶者又は子供が組合員（火災共済のみを利用している退職組合員・遺族組合員を除く。）の場合は、配偶者契約又はこども契約の被共済者とすることはできません。また、夫婦で職域に勤務している（いた）組合員がそれぞれ生命共済を契約し、一人の子供（同一人）をそれぞれのこども契約の被共済者にすることもできません。

こども契約の被共済者が入隊等で新たに職域に勤務し、自ら生命共済の契約者となる資格を有する場合も、こども契約の被共済者のままで契約を継続することはできません。

【注】「生計を一にする」とは、契約者と同居している状態のほか、主として契約者（契約者の配偶者を含む。）の所得により生計を維持されている状態で各種共済組合（健康保険）上・所得税法上・扶養手当上の被扶養者に認定されている場合が該当します。

3 共済期間

共済期間は、事業年度の初日（毎年7月1日）から末日（翌年6月30日）までです。ただし、事業年度開始後に効力が発生する共済契約の共済期間は、その効力が生じた日から当該効力の生じた日の属する事業年度の末日までとします。

4 保障内容

(1) 死亡保障（重度障害保障）

死亡（重度障害の状態を含む。）の場合、死亡共済金（重度障害共済金）として1口あたり500万円（3口の場合1,500万円）をお支払いいたします。

ただし、こども契約の場合は、死亡共済金（重度障害共済金）は1口あたり70万円（3口の場合210万円）となります。

(2) 入院・手術保障

病気・けがで継続して3日以上入院した場合、その入院の初日から1日につき入院共済金1口あたり3,000円（3口の場合9,000円）をお支払いいたします。

1共済期間（契約の効力発生日から6月30日まで）通算180日分（1口で54万円、2口で108万円、3口で162万円）が支払限度です。

入院共済金の対象となる入院中に、入院に関係のある手術を行った場合、1入院につき1回手術共済金をお支払いいたします。手術共済金は、1口あたり3万円（3口の場合9万円）をお支払いいたします。入院・手術保障は、こども契約の場合も同様となります。

5 契約の申込み

- (1) 防衛省職員生活協同組合退職（遺族）組合員生命共済契約申込書（以下「申込書」という。）に所要事項を記入し、申し込んでいただきます。契約者本人が記入し、内容を十分確認の上、自署してください。配偶者または子供が被共済者となる契約がある場合は、配偶者または子供等（契約者本人が親権者の場合は必要ありません。）の同意を得た後、申込書の同意確認欄に記入してください。
- (2) 申込書は、駐屯地等の組合の地域担当者に提出又は組合本部（住所は裏表紙に記載）に直接郵送してください。この際、共済掛金の振替口座を確実に記入するとともに、取引先金融機関への届出印を押印し、金融機関の確認を得た後申込書の3枚目「本人控」を除き、組合本部（住所は裏表紙に記載）に直接郵送してください。
- (3) 後日、退職（遺族）組合員証兼生命共済契約承諾書（以下「承諾書」という。）が発行されますので、この「ご契約のしおり」とともに大切に保管してください。

6 健康状態の告知

- (1) 現在及び過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、増口契約申込みをする際、申込者ご本人に告知いただく義務があります。申込書の「健康告知等」欄の質問事項をよくお読みになった上で、回答してください。
- (2) 当組合の職員等にも口頭でお伝え又は資料提示されても告知いただいたことにはなりません。必ず申込書にご記入のうえ提出してください。また、告知日は、申込

書の申込日となります。

- (3) 配偶者及び子供が新規（増口）契約する場合も同様の告知をしていただきます。
組合員が配偶者及び子供等の同意を得たうえで、関係する方の分すべて回答してください。
- (4) 回答で「①はい、あります。」に該当する事項がある場合は、申込書裏面の追加告知事項にその具体的内容を記入してください。
- (5) 告知は、新規（増口）契約を引き受けるかどうかを決める重要な事項です。告知の内容が事実と違っていた場合は、契約が無効または解除となり、共済金の支払いを受けられないことがあります。
- (6) 告知日現在、入院又は通院している場合はもとより、医師から入院又は治療を受けるよう指示されている場合【注 1】や過去 1 年以内に病気【注 2】で 14 日以上入院された場合も、申込みをお引き受けできません。ただし、告知事項に該当した場合であっても、将来の死亡や重度障害の状態または入院との因果関係に影響を及ぼすおそれがないと組合が認める場合は、新規加入または増口ができる場合があります。
【注 1】「医師からの入院又は治療の指示」における治療の指示には医師による指示・指導のほか医師による検査・治療・投薬及び外来診療での経過観察を含みます。
【注 2】「病気」とは、悪性腫瘍（癌）、心臓病、脳血管障害、高血圧、糖尿病、結核、喘息、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝臓病、腎臓病、こう原病、慢性関節リウマチ、てんかん、卵巣のう腫、精神疾患等をいいます。
- (7) 悪性新生物（癌）によって告知日を含め 5 年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある場合は、「完治」または「寛解」の診断書がなければ、申込みをお引き受けできません。
- (8) 被共済者で妊娠している方、年齢が 65 歳以上の方、高血圧・脂質異常症・高尿酸血症で投薬治療中の方等組合が必要と認める場合は、追加告知書や健康状態を証明する書類等を提出していただきます。
- (9) 後日、共済金請求の際、告知内容等を確認させていただくことがあります。

7 共済掛金

- (1) 契約者、配偶者の共済掛金は、1 口当たり月額 1,000 円です。
こども契約の共済掛金は、1 口当たり月額 250 円です。
- (2) 契約者、配偶者（退職組合員のみ）及び子供はそれぞれ 3 口まで加入できます。
- (3) 共済掛金の払い込みは、申込日の属する年度の共済期間に対応した金額（初年度共済掛金）を、一括して当組合の指定する口座（申込書の本人控裏面に記載）に振り込んでいただきます。次年度以降の共済期間に対応した金額（1 年分、次年度以降の共済掛金）については、申込書に記載していただいたご指定口座から振り替えさせていただきます。なお、口座振替の約 2 か月前にその旨を通知します。

8 契約の成立及び効力等

(1) 契約の成立

共済契約は、契約の申込みを受け、組合が掛金の入金を確認した後に、その申込を承諾した日に成立します。

(2) 効力の発生

ア 退職組合員

初年度共済掛金振込後、契約者が退職した月の翌月 1 日となります。

イ 遺族組合員

初年度共済掛金振込後、契約者が希望する直近の月の 1 日となります。

(3) 効力の有効期間

ア 効力の有効期間は、契約上の保障開始日から共済掛金を納入している年度の末日（6 月 30 日）までです。

イ 退職組合員は、満 60 歳になる日を含む事業年度末（6 月 30 日）をもって契約は終了となります。

ウ 遺族組合員は、死亡した契約者（原契約者）が計算上満 60 歳になる日を含む事業年度末（6 月 30 日）をもって契約は終了となります。

エ こども契約において、子供が満 24 歳に達した場合又は生計を一にしなくなった場合にも、当該事業年度末日（6 月 30 日）までは生命共済を利用することができます。

ただし、子供が入隊などして組合員となる資格を有している場合等は重複して利用できません。

(4) 契約の解除、取消し

ア 告知義務違反による解除

(ア) 契約者が共済契約を締結するに当たって、故意又は重大な過失により告知事項について重大な事実を告げず又は告知事項について不実のことを告げた場合には、組合は締結された共済契約を解除することができます。

(イ) 共済契約を解除した場合には、その解除が共済事故発生後になされたときであっても、組合は共済金を支払う責任を負いません。既に共済金を支払っている場合には、その返還を請求することができます。

(ウ) この解除権は、組合が解除の原因を知った時から 1 か月間これを行行使しなかったとき、又は共済契約成立後 5 年を経過したときは消滅します。

イ 重大事由による解除

(ア) 組合は、次の事由がある場合には共済契約を解除することができます。

a 共済契約者又は共済金受取人が、組合に死亡共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。

b 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が、組合に当該契約に基づく共済金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

c 共済金受取人が、共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

d 組合の共済契約者、被共済者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由

(イ) 組合は、前 (ア) 項により、共済契約を解除した場合には、その解除が共済事故発生の後にされたときであっても共済金は支払いません。既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

ウ 詐欺又は強迫による取消し

共済契約締結の際、契約者又は被共済者に詐欺又は強迫行為があった場合、組合は共済契約を取り消すものとし、既に払い込まれた掛金は返還しません。

9 契約の自動更新

共済期間の満了日は毎年6月30日ですが、共済期間満了の1か月前までに契約者から契約を更新しない旨の又は契約の変更等についての申し出がない場合には、こども契約の被共済者が満24歳になった場合等共済契約が失効する場合を除き、契約は従前と同じ内容（定款等の改正がなされたときは、その改正後の内容）で自動的に更新されます。

共済金の受取人と請求

10 共済金の受取人

(1) 死亡共済金

ア 本人契約及び配偶者契約の死亡共済金受取人は、被共済者の遺族となります。その範囲、順序は被共済者の配偶者、子、父母（養父母を先とし、実父母を後とします。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹となっています。

イ こども契約の死亡共済金受取人は、契約者です。契約者が死亡した場合の受取人の範囲、順序は、契約者の配偶者、子、父母（養父母を先とし、実父母を後とします。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹となっています。

ウ 契約者は、死亡共済金受取人を指定し又は変更することができます。なお、受取人の指定は一人に限ります。変更は、定型用紙「変更届（住所・氏名・共済金受取人）」または「申込書」・「契約変更申込書」（即応予備自衛官の方が増口・減口等契約内容の変更と同時に行う場合）を用いて行います。

受取人を指定した場合には、承諾書の「死亡共済金受取人」欄に指定された方の氏名が記載されますのでご確認ください。

エ 組合が一人の共済金受取人に対して死亡共済金の全額を支払った後において、他の方から共済金の全額又は一部の支払いの請求がなされても、組合は共済金をお支払いいたしません。

オ 遺言による死亡共済金受取人の変更はできません。

(2) 重度障害共済金

受取人は契約者になります。

被共済者が配偶者及び子供の場合も、受取人は契約者です。

(3) 入院共済金、手術共済金

受取人は契約者になります。

被共済者が配偶者及び子供の場合も、受取人は契約者です。

契約者が死亡した場合の入院共済金、手術共済金の受取人は契約者の遺族となり、その範囲、順序は契約者の配偶者、子、父母（養父母を先とし、実父母を後とします。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹となります。

11 共済金の請求

(1) 共済金の請求者は受取人です。

共済金の請求に当たっては、共済金の受取人が定型用紙「生命共済共済金請求書」に所要の事項を記入の上、必要な書類を添付して、組合本部に直接郵送してください。なお、定型用紙（「生命共済共済金請求書」、「入院・手術証明書（診断書）」）は組合本部へご請求ください。

また、組合本部から医療機関に請求内容等の確認をさせていただくことがあります。この点ご了承ください。

(2) 請求に必要な書類は次のとおりです。

ア 死亡共済金の請求

① 共済金請求書

② 医師の死亡診断書又は死体検案書（いずれもコピー可）、生死不明等により死亡を認められたときは、死亡した被共済者が除籍された戸籍謄本又はこれを証明する書類

③ 死亡共済金受取人の戸籍謄本

死亡共済金受取人と死亡した被共済者の関係が分かるものとします。

契約者が受取人の場合や承諾書に受取人が記載されているときは不要です。

内縁関係にある方の場合、双方の戸籍謄本及び住民票謄本、同一生計にあったことを証明する書類が必要になります。

イ 重度障害共済金の請求

① 共済金請求書

② 障害の程度を証明する医師の診断書等（他の保険会社の障害診断書のコピー可）

診断書等には、重度障害の程度及び症状固定年月日が記載されていることが必要です。

ウ 入院・手術共済金の請求

入院の内容	必要な書類
次のいずれかに該当する入院 ・ 31 日以上入院 ・ 手術を伴う入院 ・ 保障開始後（増口を含む。）6 か月未満の間に発症した傷病（軽微な傷病を除く。）での入院 【注】	① 共済金請求書 ② 組合所定の「入院・手術証明書（診断書）」 ただし、上記による証明ができない場合のみ、病院が独自に作成し、支払査定に必要な要件が具備された診断書（原本）も可とします。
30 日以内に上記に該当しない入院	① 共済金請求書 ② 次のいずれかのコピー ・ 他保険会社等の診断書 ・ 入院診療請求書兼領収書 （氏名、病院名、入・退院日、医療費の内容、領収印が必要）

【注】 軽微な傷病：インフルエンザ、急性咽頭炎、急性上気道炎、急性気管支炎、急性胃腸炎、発熱、捻挫、蜂窩織炎など一過性の傷病

エ こども契約の各共済金の請求

- ① 上記ア、イ、ウに示す各共済金の請求に必要な書類
- ② 組合が必要と認めた場合は、同一生計関係を証明する書類（コピー可）

オ 国外において傷病により入院し治療を受けた場合

- ① 上記ア、イ、ウに示す各共済金の請求に必要な書類
- ② 診断書が外国語の場合、診断書は日本語に全訳し、訳した書類を診断書に添付してください。この際、患者氏名、入退院日、治療内容、手術内容、病院等名、医師の署名等の記述があることを確認してください。

カ その他事実確認等のため必要な書類の添付をお願いする場合があります。

(3) 代理請求

- ア 共済金の受取人が請求困難な場合は、組合本部にご相談ください。
- イ 代理請求に当たっては、付録の「防衛省職員生活協同組合生命共済事業規約」第 23 条の 2（生命主契約代理請求）及び第 32 条の 2（生命共済傷病特約代理請求）に基づき請求を行ってください。

共済金の支払

組合は、共済金の支払請求を受けたとき、その内容について審査します。「17 共済金のお支払いができない場合」（10 ページ）に該当する場合及び支払請求の内容について事実の照会調査の必要がある場合を除き、速やかに請求に係る共済金をお支払いいたします。なお、保障開始日以前に生じた傷病については保障されず、共済金の支払は行われません。

12 死亡共済金の支払

- (1) 被共済者が共済契約の効力発生日以後に生じた傷病を原因として死亡された場合は、死亡共済金をお支払いいたします。
- (2) 被共済者の生死が不明で次に該当する場合は死亡したものと認め、死亡共済金をお支払いいたします。

なお、死亡共済金支払後に被共済者の生存が判明したときは、受取人はその共済金を組合に返還しなければなりません。

ア 被共済者が失踪宣告を受けたとき。

イ 船舶又は航空機の事故及びその他の危難（以下「危難」という。）に遭った者のうち全員が死亡又は行方不明になっている場合で、被共済者の生死が危難が去った後 3 か月間わからないとき。

ウ 前項の危難に遭った者のうち死亡又は行方不明となっている者が全員でない場合で、被共済者の生死が危難が去った後 1 年間わからないとき。
- (3) 配偶者契約及びこども契約の死亡共済金を受領した場合は、該当する被共済者の共済契約は消滅します。

13 重度障害共済金の支払

(1) 被共済者が共済契約の効力発生日以後に生じた傷病を原因として重度障害の状態となった場合は、重度障害共済金をお支払いいたします。

(2) 重度障害の状態とは、傷害又は疾病が治癒した後に残った精神的若しくは身体的な毀損状態であって、将来回復見込みのない次のいずれかに該当する状態を言います。

ア 両眼の視力を全く永久に失ったもの【注 1】

イ 言語又は咀嚼の機能を全く永久に失ったもの【注 2】

ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの【注 3】

エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの【注 3】

オ 両上肢とも手関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの【注 4】

カ 両下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの【注 4】

キ 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの【注 4】

ク 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの【注 4】

【注 1】「視力を全く永久に失ったもの」とは、矯正視力が 0.02 以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

【注 2】「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の場合をいいます。

- ・ 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、咽頭音の 4 種のうち 3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ・ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ・ 声帯全部の摘出により発音が不能の場合

「咀嚼の機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

【注 3】「終身常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、衣服着脱、起居、歩行及び入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

【注 4】「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺又は 3 大関節（上肢：肩、肘、手、下肢：股、膝、足）の完全硬直で、回復の見込みのない場合をいいます。

(3) 本人契約の重度障害共済金を受領した場合は、共済契約は消滅しますので火災共済契約がない場合は脱退手続きをしていただきます。

(4) 配偶者契約及びこども契約の重度障害共済金を受領した場合は、該当する被共済者の共済契約は消滅します。

14 入院共済金の支払

(1) 被共済者が共済契約の効力発生日以後に生じた傷病の治療を目的として入院し、その入院日数が継続して 3 日（連続した 2 泊 3 日）以上となった場合は、入院初日から入院共済金をお支払いいたします。

(2) 被共済者が、この契約の効力発生日前に生じた傷病によって効力発生日から

2年以上経過した後に入院したときは、その入院はこの契約の効力発生日以後に生じた傷病による入院とみなして入院共済金をお支払いいたします。【注1】

- (3) 被共済者が転入院した場合、同一傷病や、その傷病を原因として併発した傷病での入院など、その転入院が前入院から継続していると組合が認めたときは、これを継続した1回の入院とみなして入院共済金をお支払いいたします。

また、同一傷病【注2】で再入院した場合、前回の入院の退院日翌日から起算して11日以内に入院したときは1回の入院とみなします。

- (4) 被共済者が、治療を目的としない検査入院等の事由により入院を開始し、その入院中に傷病が判明し、医師によって入院の必要性があると診断されて入院を継続したときは、その診断がなされた日に入院したものとみなします。
- (5) 日帰り入院、入院中の外泊及び医師が退院をしても差し支えないと認定した以降の入院については、支払日数の対象とはなりません。ただし、試験外泊等医師の指示による外泊は治療の一環とみなし、支払の対象となります。

【注1】(2)の規定は、入院の初日が令和4年1月1日以降の場合に限ります。

【注2】「同一傷病」とは、診断書に傷病名が記載されていても、又傷病名が包括的に記載されていても、必要となる治療が相互に関連性が高く、一連の医療行為と見なすことができる場合など、組合が同一傷病と認める場合をいいます。

15 手術共済金の支払

入院共済金の支払対象となる入院に関係した治療目的の手術であり、かつ、医科診療報酬点数表及び歯科診療報酬点数表によって手術料が算定されている手術に対し、1回の入院につき1回手術共済金をお支払いいたします。

16 共済金支払額の限度

(1) 死亡（重度障害）共済金

契約者の本人契約及び配偶者契約の場合は1,500万円（3口の場合）が、子ども契約の場合は210万円（3口）が支払限度額です。

(2) 入院共済金

入院共済金は通算して1共済期間（2ページ「3共済期間」を参照）180日分を限度としています。したがって、162万円（3口の場合）が1共済期間の支払限度額となります。

17 共済金のお支払いができない場合

(1) 共済金の支払義務を免れる場合

契約者が共済契約締結の際又は共済金等受取人が共済金を請求する際、申込書等の記載内容、健康状態の告知及び共済金支払請求の書類等に故意に不実の記載をなし又はこれらの書類を偽造若しくは変造した場合には、組合は共済金を支払う義務を免れます。

(2) 死亡（重度障害）共済金のお支払いができない場合（免責事由）

- ア 契約者又は死亡共済金受取人の故意により被共済者が死亡したとき。
- イ 契約者又は被共済者の故意又は重大な過失により重度障害の状態になったとき。
- ウ 初回共済契約（増口契約した場合は当該契約）の効力発生日から1年以内

- に被共済者が自殺（自殺行為により重度障害になった場合を含む。）したとき。
エ 被共済者の私闘その他自らの犯罪行為により死亡又は重度障害の状態となったとき。
オ 既に重度障害共済金が支払われているとき。

(3) 入院共済金のお支払いができない場合（免責事由）

- ア 被共済者又は共済金受取人の故意又は重大な過失により生じた傷病を原因とするとき。
イ 被共済者の重大な法令違反等により生じた傷病を原因とするとき。
ウ 被共済者の私闘その他自らの犯罪行為により生じた傷病を原因とするとき。
エ 美容上の処置、治療を伴わない診断のための検査入院、正常分娩及び疾病を直接の原因としない不妊手術等であるとき。【注 1】
オ リハビリテーションのための入院であるとき。【注 2】
カ 先天性異常、精神障害（統合失調症《精神分裂症》、そううつ病等）又は慢性中毒（アルコール中毒、モルヒネ中毒、ヘロイン中毒等）によるとき。【注 3】
キ 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰、背痛で他覚症状のないもの。ただし、組合が特に支払うことを適当と認めた場合はこの限りではありません。

【注 1】 異常状態で入院し、正常に分娩した場合には出産日の前日までが支払の対象期間となります。原則的には他の症例を含め健康保険等が適用されている期間が支払対象期間となります。

【注 2】 医師による治療目的の機能回復のための入院（医師による治療目的のリハビリテーションを含む。）の場合には、入院共済金をお支払いいたします。

【注 3】 精神障害（統合失調症《精神分裂症》、そううつ病等）とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013 年版）」において、F20～F34 に区分される精神疾患をいいます。

(4) 共済金が削減される場合

組合は、大規模災害その他の事由により共済事故が集中して発生した場合において、その支払うべき共済金の合計額が共済掛金収入額を超えたときは、総代会の議決により、共済金等の分割払い、繰り延べ、又は共済金等の削減をすることがあります。

18 時効

共済金の支払及び共済掛金の返還を請求する権利は、これらを行行使することができるときから3年間行使しないときは時効によって消滅します。時効の始まり（起算日）は、入院共済金及び手術共済金は退院日の翌日、死亡共済金は死亡日の翌日、重度障害共済金は症状固定日の翌日です。ご注意ください。

契約の変更

19 共済契約変更の手続きを必要とする場合

次の場合は必ず変更の手続きをしてください。

- ①住所の変更・・・・・・・・・・「変更届」を提出してください
- ②氏名の変更・・・・・・・・・・「変更届」を提出してください
- ③共済金受取人の変更・・・・・・・・「変更届」を提出してください
共済金受取人を「契約変更申込書」で変更した場合は、「変更届」は不要です。
- ④増口・減口・・・・・・・・・・「契約変更申込書」を提出してください
- ⑤配偶者（退職組合員のみ）及び子供の新規加入
・・・・・・・・・・「契約変更申込書」を提出してください

20 契約変更の手続

(1) 氏名の変更及び共済金受取人の変更の場合

契約者は定型用紙「変更届（住所・氏名・共済金等受取人）」に所要の事項を記入し、組合本部に直接郵送してください。用紙は組合のホームページからダウンロードしていただくか、コールセンター又は本部にご請求ください。

(2) 増口・減口及び新たに配偶者（退職組合員のみ）・子供を被共済者にする場合、又は被共済者から外す場合

ア 「契約変更申込書」に所要の事項を記入し、組合本部に直接郵送してください。
また、増口等で共済掛金の払い込みが必要な場合は、必要な金額を事務局に確認の上、保障開始日までに一括して当生協の指定する口座（申込書の本人控裏面に記載）に振り込んでいただきます。

イ 増口の場合及び新たに被共済者となる配偶者（退職組合員のみ）・子供については、配偶者または子供等（契約者本人が親権者の場合は必要ありません。）の同意及び健康状態の告知が必要となります。遺族組合員のこども契約の対象は、死亡された現職組合員または退職組合員の子供に限ります。なお、遺族組合員の配偶者（再婚者）は、被共済者になることはできません。また、契約者との関係を証明する書類（健康保健証など）のコピーを組合本部に直接郵送してください。

ウ 子供を被共済者から外す場合は、その事由（同一生計取消又は契約者の意思）に応じて共済期間内に納入された掛金の一部を返還します。

解 約

共済契約の解約は解約申込書によりいつでも解約できますが、これによる解約返戻金はありません。ただし、未経過分（月単位）の共済掛金を返還します。

脱退・契約の終了

退職組合員又は遺族組合員で生命共済のみを利用している方が、生命共済を解約又は契約が終了（退職組合員で満 60 歳になる場合又は遺族組合員で死亡した原契約者が計算上満 60 歳なる場合、その日を含む事業年度末（6月30日））すると組合から脱退することになります。この場合、解約返戻金等が返還されますので本部へお問い合わせください。

割 戻 金

毎事業年度の決算で剰余金が生じた場合には、掛金額に応じて割戻しが行われます。この割戻金は、契約者（早期退職募集制度により退職された退職組合員を除く。）に毎年度の総代会終了後、その都度ご指定の口座に振り込みます。早期退職募集制度により退職された退職組合員の場合は、長期生命共済保障期間移行のための原資（掛金）として積み立てられます。積み立てられた割戻金は、長期生命共済保障期間へ移行される場合にはその保障必要原資額の一部に充当されます。長期生命共済に移行されない場合（組合を脱退するとき）にはすべて返還されます。

支払遅延金

共済金の支払期限を超えた支払については、当該共済金の金額に超過した日数及び民法第 404 条に定める法定利率を乗じた支払遅延金をお支払いいたします。

規約の変更

組合は、事情の変更により特に必要があると認めた場合には、総代会の議決を経て、規約の規定又は共済掛金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。

重要事項についてのお知らせ

申込書本人控裏面に記載してある「生命共済契約についての重要な事項」を再度ご確認ください不明な点がございましたら、組合本部にお問い合わせください。

個人情報の取扱いについて

皆様の個人情報は、共済契約の引受け、継続、維持管理及び共済金等の支払並びに当組合業務に関する情報提供等のために利用します。



防衛省職員生活協同組合

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-1
クイーポビル6階

TEL 0120-079-931
防衛省専用線 8-6-28902



www.boseikyo.jp